

「三重県子ども・少子化対策計画(仮称)」中間案にかかる パブリックコメントでいただいたご意見と考え方

【結果欄の説明】

最終案に反映するもの
既に反映しているもの
最終案への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの
最終案へ反映することが難しいもの
その他(~ に該当しないもの)

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
1	その他(困難を有する子ども・若者への支援)	ひきこもりについては詳細な記述があり、取り組み内容も記載されているが、若年無業者等の支援に関しては後退した感じが読み取れるので、もう少し、具体的な取り組みがあっているのではないかと。三重県という地方において、雇用施策の中に、多重な課題を持つ若者の雇用支援を持つということは、非常に重要なことであり意義のあることではないかと。三重県内にはサポステがあり、実績もあるので、サポステの統計なども入れるといいのではないかと。	ご意見をふまえ、「困難を有する子ども・若者への支援」の主な取組内容に、以下を追記します。 若年無業者の自立に向け、国の状況をふまえながら、地域若者サポートステーション等と連携し、自立訓練、就労体験事業を進め、若年無業者の早期の就業につながるよう取り組んでいきます。	
2	若者の雇用対策	若者の雇用対策について、経済的安定を確保するための支援が重要と記述されているが、その具体策として、若年無業者対策の記述が必要ではないかと。ニートのような働けない状態の若者が働くような状態になれば、税金を消費する立場から収める立場になるということであり、財政健全化に資するとともに、国において若者雇用支援の法制度化が進められていることから、是非若者の雇用対策の主な取組内容に、若年無業者支援を記述したほうがいいのではないかと。	若年無業者の就労支援は、「第2節若者/結婚(4)困難を有する子ども・若者への支援」において、記述しています。若年無業者の就労支援については、段階的な支援が必要であり、同支援により一定の段階まで達した後、「重点的な取組2 若者の雇用対策」による取組で安定的な雇用を支援することになると思われます。 また、国における若者雇用支援の法制度化については、国の状況を注視していきます。	
3	出逢いの支援	県内市町では婚活イベントを実施しているが、居住する自治体でのイベントは知り合いも多く参加しにくいという声が聞かれ、各市町は参加者を集めることやイベントの内容を考えることに苦慮する場面が多く、イベントを実施する市町でも年1回ないし2回程度しか実施できていない状況にある。 この計画では重点的な取組「出逢いの支援」の中で出逢いの場等の情報提供が挙げられているが、情報の提供だけでなく、県内の結婚を希望されている方の情報を集め、より多くの出逢いの場のため、各市町と情報共有することで、市町を横断した仕組みづくりを行っていただきたい。	県が出逢いの支援を進めるにあたり、知り得た結婚を希望する方の情報については、個人情報も含まれていることから、現時点で市町と共有することは考えておりません。しかし、各市町における出逢いイベントにおいて、参加者の募集が課題となっていることは承知しており、県が広域で情報提供を行うなど、結婚支援の取組に関わり、これに市町にも参加いただくことで、こうした課題の解消にもつながるものと考えています。	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
4	計画全般	子どもの育ちを支える取組について、昔に比べて、学校、地域での子どもに関する活動も一部の大人しか参加しなくなっているのが、ショートステイのように市町の事業だから県は関与できないような施策ではあまりに縦割り行政過ぎるので、県行政としては社会で子どもを見ていこうという方向を示し、市町にも計画実行にあたり方向性を一つにしていく必要があるのではないか。	地域社会で子ども・子育て家庭を支えていくことについては、計画においても記述をしているところであり、当計画については、市町とも十分に共有をはかったうえで、進めていきたいと考えます。	
5	社会的養護の推進	社会的養護に従事する子育て期女性の就労支援ができるよう、人材確保や女性の雇用継続の支援をお願いしたい。	女性の就労継続や再就職に向けた支援については、企業と女性の相互理解を促し、結婚・妊娠・出産・子育て期などライフステージごとに、女性が望む多様な働き方が実現できるよう、高等教育期の女子学生や再就職後の女性等のキャリアデザイン・ライフプランの形成や労働環境の整備を支援します。	
6	計画全般	子どもを産み育てる原点は何かという視点、それは、子どもが可愛く、この子の親としての自覚が誇らしく、子どもの成長が楽しいなどの情感だと思いが、この視点が不足しているように感じるため、このような感情を育てていく環境づくり、例えば、子どもを育てていることをまわりの人や地域社会が慈しみの目で温かく見守ることが必要である。 このため、地域社会で色々な機会話し合うことで良い案も出るだろうし、話し合いをすること自体が地域社会の意識改革につながると思う。	子どもは「社会の宝」、「私たちの未来」であり、子どもの育ちや子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があることから、県民の結婚、妊娠、子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けては、行政はもちろんのこと、県民の皆さんや企業、関係機関等、多様な主体の参画を得て、取組を進める必要があると考えています。 計画を推進するにあたっては、子育て家庭を支える人材の育成や祖父母世代の子育てを行うための取組のほか、地域で活動している子育て団体の取組について、市町と連携して子育て家庭のニーズに応じた支援を行うなど、地域の子育て支援を進めていきたいと考えています。	
7	社会的養護の推進	現在の児童養護施設・乳児院中心の社会的養護から、本体施設1/3、グループホーム1/3、里親・ファミリーホーム1/3への転換を目指しているが、そのためには関係者、特に直接児童と寝食を共にする保育士及び里親の資質と熱意が必須であり、その根本には子どもを育てる喜びと自分が無くてはならぬ存在であると、あたかも実の親の如き心があることが望ましい。 近年児童のプライバシー保護の面から、施設や里親の活動が具体的な事例としてマスコミなどで紹介される事が極端に減少し、福祉を目指す人たちの心を揺るがすことが無く、賃金や労働条件の面の改善のみが議論されるので、社会一般や学校教育において、やりがいのある仕事であるかを経常的にもっと啓蒙する施策を加えられることを期待したい。	社会的養護の推進にあたっては、地域社会全体にかかるものであり、里親や施設等の具体的な活動や実情についての情報発信が必要と考えています。このため、社会的養護の現状や里親制度の正しい理解等を広めるための啓発に引き続き取り組んでいきます。	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
8	障がい児施策の充実(発達支援が必要な子どもへの対応)	「18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。」に対して、具体的な取組があると良い。	障害児入所施設に入所した時点から、退所後の地域生活を見据えた支援が行えるよう、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置することにより、児童相談所、障害児入所施設、市町等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた途切れのない支援を提供します。(次期「障がい者共生社会づくりプラン(平成27年度～29年度)」に記載し着実に取り組みます。)	
9	社会的養護の推進	主な取組内容の施設職員の体制の充実や人材育成について、具体的な取組内容が明記されると良い。	施設職員の体制の充実については、地域小規模児童養護施設等における職員体制の充実にも努めるとともに、人材育成については、職員体制や研修の充実等により、専門性や養育支援技術を高めるための支援を進めてまいります。	
10	計画全般	結婚はお互いの好意・合意によるものだが、より根本的には2人が結び合う運命の糸と悟る事。そして子は宝と認識し、養育には夫婦が責任を持つ。	県の行う出逢い支援においては、出逢いの場の情報提供だけでなく、結婚の意義や良さを認識いただく啓発等も進めることとしています。	
11	計画全般	3歳までの子育て家庭には税を免除すると共に、複数人の子を育てる家庭には優遇する。	乳幼児の育成支援については、子ども手当のほか、各種相談、保健医療の支援があり、複数人の子育て家庭も含めて、ご意見のような税の免除は考えていません。	
12	計画全般	愛着形成の失敗は人間形成の失敗にもなり、子どもに苦難の道を歩ませる結果となる。それは尊く大切な人材を失う事となる。故に乳幼児期の心理の学習強化と父母支援の強化を図ること。	子どもの社会的、精神的発達のためには、養育者との愛着形成は重要と認識しています。妊娠期から乳幼児期の母子保健サービスの中で母児の愛着形成や関係性の構築が図れるよう支援していきます。また、将来親になる小中学生に対し「赤ちゃんふれあい体験」等を通じて乳幼児への愛情や家族の大切さについて考える機会を設ける等の取組を進めていきます。 また、ご意見の主旨をふまえ、計画の実施にあたっては、三重県教育委員会やその他乳幼児期の教育に関連する部署とも連携しながら進めてまいります。	
13	計画全般	家族の価値の見直し・家族を強化するプログラムを作成し実施するとともに、伝統的な家族、つまり3世代家族の復活のため優遇し、行き過ぎた個人主義の抑制による家族崩壊の危機を回避すること。	少子化対策を進めるにあたり、家族の絆を深めていくことは重要であり、親子や家族がふれあうことのできる場の提供や、若者の家族感の醸成などに取り組みます。	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
14	児童虐待の防止	<p>虐待件数は数字の上では増加となっているが、実際は「再相談・兄弟姉妹」が増加してきているものと推察される。また、初期対応の的確性があるが、児相での的確性なのか、それを活かした市町及び要対協が対応すべきものなのか、市町要対協への支援については、児童相談センターが関わってきたものの、その費用対効果はいかなものか。</p> <p>児童相談体制の強化の内容的には何をもちょう強化とするのか、協議することで強化につながるのか疑問である。</p> <p>以前から言われている妊娠期からの虐待予防体制については、県の組織内でも十分な関係がなされていないのに、市町、医療機関との連携が図れるのか疑問である。</p>	<p>(1)平成25年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応件数が過去最多となった背景としては、平成24年度の2件の死亡事例の発生により地域の関心が高まったことや、市町における要保護児童対策地域協議会の活動が強化されてきたことが第一に考えられます。また、ご指摘いただいた点も増加の一因と考えられます。</p> <p>(2)的確性については、児童相談所における初期対応等の的確性の確保に努めているものです。</p> <p>(3)市町の児童相談体制強化の支援は、職員のマネジメントや情報の管理・活用、ケースマネジメントへの対応等の項目で構成する「児童相談体制強化確認表」により評価結果の改善をめざして実施しています。同確認表は平成24年度から導入しており、平成26年度までの3年間で評価項目の多くで改善が見られており、一定の成果があったものと考えています。</p> <p>(4)児童相談体制の強化に必要な項目(ケースマネジメント対応や関係機関との連携等)で構成する「児童相談体制強化確認表」を基に、市町との協議を行い、取組が進んでいない項目を県と市町が一緒になって改善に取り組んでいくことで、市町の児童相談体制の強化を図っているところです。</p> <p>(5)妊娠期からの虐待予防体制については、ご指摘のとおり、県関係部署間の連携強化とともに、市町や医療等関係機関との連携強化に努めているところです。</p>	
15	社会的養護の推進	<p>「里親やファミリーホームといった家庭的な養護体制が十分ではない」として家庭養護での養育を優先的に検討するとあるが、養護体制が十分ではないとしながらも、里親、ファミリーホームに措置をしていくのはいかなものか。</p> <p>主な取組内容からは、里親を増やし施設の小規模化が上げられているが、具体的方法が見えないので、児相が市町と充分協議を行い、具体的な取組を作成したうえで、里親支援専門相談員を活用する取組を考えていくべきではないか。</p>	<p>社会的養護を必要とする児童の最善の利益のためには、家庭的ケアが重要であるとして、家庭的養護の推進を図る方針が国から示されたことを受けて、「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、今後15年間で本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームの割合をおおむね3分の1ずつとする目標としています。</p> <p>今後、里親委託優先の原則に基づき、子どもの状況に応じて、里親等への委託を進めていく必要があり、同時に里親の養育スキル向上や里親支援の充実を図っていくこととしています。</p> <p>このためには、市町や里親支援専門相談員との連携は不可欠であり、より実効性が高まるよう工夫検討を重ねながら取り組んでまいります。</p>	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
16	その他	<p>主な取組内容において、「こどもからの相談に対応する窓口を設置します」について、現行では市町での相談と児相での相談部分の連係が充分ではないと思うが、どんな窓口を設置するのか期待が大きい、具体的にどんな取組なのか。</p> <p>また、「企業やNPO、行政など地域社会の様々な主体が連携して」とあるが、過去にも企業に先導されながら実施をしていた事業があったが、何を期待し、何を指すのか。</p>	<p>「子どもからの相談に対応する窓口」は、平成23年度の三重県子ども条例に基づいて設置した、「子ども専用相談電話」のことを指しており、引き続き、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、専門的な対応が必要な場合には、市町を含む関係機関と連携して取り組むこととします。計画書の記述があたかも新規に対応窓口を設置するように読めることから、記述を改めることとします。</p> <p>「企業やNPO、行政など地域社会の様々な主体が連携して」の記述については、子ども・子育て家庭を応援する企業や団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員の取組を中心に、地域の多様な主体が自ら、または連携して、子ども・子育て支援にかかる具体的な取組が進められることを期待し、地域社会全体で子どもの育ちを支える姿をめざしています。</p>	
17	その他	<p>『「非行少年」は減少傾向にある』とあるが、現場では決して減少はしていないと実感している。むしろ司法での取り扱われ方に問題を感じている。警察による補導、検挙等により家裁通告されても「出口」でつまづいている実態が数多くある。少年警察ボランティア・スクールサポーター等の活用は多いに賛成されるが、その人たちの「身分保障・権限」等も充分協議することが必要ではないか。</p>	<p>少年警察ボランティアの災害保険は公費で支出しており、また、スクールサポーターは特別職の非常勤職員として、少年の立ち直り支援を始め、非行防止活動に取り組んでいただいています。今後も、次代を担う少年の健全育成に向け、少年警察ボランティア等と協働しながら活動の充実を図ってまいります。</p>	
18	子どもの貧困対策(ひとり親家庭等の自立促進)	<p>ひとり親家庭の自立に関して、教育の支援「学びの場・学習支援」は、教育委員会では実施されている事業との協働を明確にすべきではないか。</p>	<p>学習支援は、学習支援を行う主体が調整し、結果として実施拡大が図っていけるようにしていきます。また、このことについては、子どもの貧困対策計画(仮称)策定時にもしっかりと記載できるよう検討します。</p>	
19	障がい児施策の充実(発達支援が必要な子どもへの対応)	<p>「発達支援が必要な子どもへの対応」に関して、支援ニーズが高まっている。三重県こども心身発達医療センターの開設と三重病院との連携による整備についての時期等を明確にすべきではないか。</p> <p>また、発達障がい児施策に対しては、児童養護施設入所児童も多く、教育と福祉分野が協働すべきことで期待したい。</p>	<p>ご意見をふまえ、計画中に、三重県こども心身発達医療センター(仮称)の整備時期(平成29年度)について追記しました。</p> <p>なお、国立病院機構三重病院の隣接地に整備し相互の機能を連携・補完させることにより、合併症や小児科的な身体管理等が必要なケースへの対応が可能となるとともに、専門性の向上による臨床研修の充実が図られ、医師確保や人材育成にもつながるものと考えています。</p> <p>また、入退院等で調整や連携を要する関係機関に医療・福祉施設等を追加しました。</p>	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
20	計画全般	めざすべき社会像の「全ての子どもが豊かに育つ」を念頭に置いた施策を取り入れ、転入が多くなる三重を目指して欲しい。	めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、子ども一人ひとりがかけがいのない存在であるとする三重県子ども条例の理念を尊重して進めることとしています。 転出者数が転入者数を上回る社会減への対応として、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」の視点からの対策を検討しており、県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)を平成27年度中に策定することとしています。「すべての子どもが豊かに育つ」社会の実現は、少子化対策のみならず、社会減対策にも資するものと考えています。	
21	ライフプラン教育の推進	核家族故の世代間交流の欠如は人間形成に大きな問題となるので、乳児・お年寄りとの触れ合いの機会を作るべきと思う。	乳児については、小中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験等の取組を市町でおこなっており、今後も進めていく予定です。	
22	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	保育士の確保と処遇改善について、日勤帯の保育所の保育士でも人が集まらないのを施設はかき集めている努力を知って欲しい。	県内において、保育現場や児童養護施設等における保育士の不足は、深刻な課題であると認識しています。 こうした中、平成25年度に保育士・保育所支援センターを設置し、保育士確保に向けた課題等を分析し、その対応策を検討しているところです。また、子ども・子育て支援事業支援計画において、保育士確保と処遇改善等について記載し、必要な予算の確保に努めてまいります。また、児童養護施設等におきましては、国が職員配置基準の引上げを予定する中、県におきましても、地域小規模児童養護施設や乳児院におけるユニットへの職員加配を考えており、児童の処遇向上を図るとともに、職員の勤務ローテーションの緩和等について、検討してまいります。	
23	子育て期女性の就労に関する支援	国が給与アップを唱えても上がらないのは、唱えるだけだからである。現場企業は何をどのようにすれば給与アップや女性が働きやすくなるのか、必要性は重々承知し、人材確保や育成をしたい気持ちは強いが、具体的な支援策がないと難しい。	女性が就職時に働き続ける意識を持てるようキャリアデザイン・ライフプランの形成を支援するとともに、企業に対して子育て中の女性の活用に向けた啓発及びマッチングイベントの実施を通じて多様な労働環境の整備を促進します。	
24	子どもの貧困対策(ひとり親家庭等の自立促進)	給与アップ、所得を伸ばす方法をどのように考えているのか。	ひとり親家庭に対する就労支援を強化するとともに、日常生活支援事業や放課後児童クラブ等の利用促進により、子育てと仕事との両立を支援します。 「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」策定の中でも検討していきます。	
25	児童虐待の防止	子育て期女性の就労・所得と大きく関わり、更に衰退した地域内の関わりを考えたい。現在様々な団体や機関がそれぞれに取り組んでいるが、要はそれをまとめる機関が必要ではないか。	いただきましたご意見については、今後の検討課題とさせていただきます。	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
26	社会的養護の推進	<p>形を変えれば何かが変わると信じ取り組むか、体制を整えてから取り組むか、周囲を見ながら進むかは意見が分かれるところだが、子どもにとって何が最善かを議論されないのが問題。今の所形を変えるべきとあるが、そうすべきでない所もあるのを認めていくべきではないだろうか。</p>	<p>要保護児童にとっては、施設養護においても、できる限り小さな養育単位で、家庭的な環境の中、安定した人間関係の下で、子どもの状況に応じた支援が提供されることが重要であると考えています。</p> <p>そのためには、マンパワーが重要であり、国は平成27年度から職員配置基準の引上げを行う予定ですが、そのうえで県としては、地域小規模児童養護施設や乳児院のユニットに対する職員体制の充実が必要であると考えています。</p>	
27	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	<p>新たな保育士の育成は、養成校に県内人材が通う場合の支援と実際県内の職場に就労した場合の返済の猶予等打ち出し、若者の県外流出防止と県内に留まる施策が欲しい。</p> <p>就職フェアは保育所から始まり次の別日に施設、保育士・保育所支援センターまで立上げ、保育所への就職優先をしているが、保育所の保育士不足は問題がどこにあるかを追求すべきと思われる。</p>	<p>新たな保育士の育成について、県では平成27年度に保育士修学資金貸付制度の創設を検討しています。貸付対象者、貸付額、返済の猶予等に関しては国の要綱に基づき定めたいと考えています。</p> <p>また、保育士確保については、平成25年度に保育士・保育所支援センターを設置し、その取組を進めています。</p> <p>保育士・保育所支援センターでは、関係機関(保育所、保育士養成施設、国[労働行政]、県)連携会議を設置し、保育士確保に向けた課題等を分析し、その対応策を検討しています。</p> <p>平成26年度には、潜在保育士を対象に就労意向調査を実施し、現在、集計結果のとりまとめを行っているところですが、労働条件、賃金面等の課題が保育士の離職につながっていることなどがうかがえます。</p> <p>子ども・子育て支援事業支援計画には、保育士確保と処遇改善等について記載するとともに、改善に必要な予算の確保に努めています。</p>	
28	児童虐待の防止	<p>「初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要」とされているが、アセスメントの充実とともに、対応する人材の確保(初期対応におわれ人材不足)とケースワーカーの質的向上を図る必要がある。</p>	<p>児童虐待対応のために、児童相談センター(各児童相談所含む)体制を年々強化しているところです。</p> <p>平成26年度は、ケースワーカーが困難事例への対応に注力できるよう、中・軽度の対象ケースの児童・家庭に対するモニタリングを民間機関と協働で行うモデル事業を実施しているところです。また、職員の資質向上のため、平成24年度に児童相談所職員研修体系を整備し、各種研修の充実に取り組んでいます。</p>	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
29	児童虐待の防止	<p>市町の相談支援体制の強化については、市町の特性を活かして身近ある多様な主体(学校、保育園、幼稚園、医療機関、NPO、施設等)との連携(ショートステイも虐待ケースが多くなっている)が重要である。</p> <p>また、市町の窓口対応業務開始から相当の期間が経過した中で、対応のバラツキが見られることと、市町によっては相当数のケースを抱えている状況にあり、的確なアセスメントができれば、更にケースが増えるのではないかと。</p> <p>県の役割として市町間の情報共有を積極的に進めるべきではないかと。</p>	<p>ご指摘いただきました多様な主体との連携強化や市町における相談支援体制の強化は重要であり、引き続き市町との定期協議や要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣等により促進してまいります。</p> <p>また、市町間の情報共有については、市町児童福祉主管課長会議の開催等により引き続き取り組んでまいります。</p>	
30	児童虐待の防止	<p>要保護児童対策地域協議会の運営強化について、画一的な運用で形骸化している現状がある。平成16年の法改正で規定され相当期間経過しているの中で、既に他県でも人口規模など考えたより実践的な事例もあるので、県協議会として方向性の検討やより具体的な情報提供や提案をしていく必要がある。</p>	<p>各市町要保護児童対策地域協議会の運営強化については、県全体の児童相談対応力の向上のために不可欠であり、今後、県要保護児童対策協議会においても検討してまいります。</p>	
31	社会的養護の推進	<p>社会的養護の推進について、児童養護施設と里親等に限定した記述になっていますが、「現状と課題」の中で母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設等も対象施設であり、もっと言うと家族支援・地域支援も含まれるので、丁寧な説明のうえに重点的にこのことに取り組むといった方針を示すべきではないかと。</p> <p>児童家庭支援センターについては、まず児童相談所単位に設置と記述されていますが、設立の経過では児童相談所の機能の一部を担う形で制度化されましたが、市町の役割や体制整備が進む中で、児童人口やニーズ、費用対効果なども勘案して柔軟に計画するべきものではないかと。</p>	<p>県では、平成24年度に、本県の社会的養護のあり方について検討し、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家庭支援、地域支援の充実」の4つの方向を定め、社会的養護に係るすべての施設のあり方について取組方向を定めています。今後、各施設や施設団体等との意見交換等の場を設定し、個別具体的な取組の促進に努めてまいります。</p> <p>児童家庭支援センターについては、国の方向性として児童養護施設等への標準装備化が謳われている中、各施設の家庭的養護推進計画もふまえ、三重県家庭的養護推進計画の前期において、児童相談所単位での設置をめざすこととしています。なお、中期・後期におけるあり方については、引き続き協議を行いたいと考えています。</p>	
32	社会的養護の推進	<p>県内の児童養護施設12カ所(445人定員)において、障がい児施設ではないのに、約2割強の児童が何らかの「障がい」を持っている現況を把握して頂きたい。入所中ではもとより、最終学歴(特別支援学校高等部)卒業後の進路(就労)選択の際、グループホーム、就職先等生活全般をどのようにしていこうかと、とても苦慮しており、何とか円滑に進むよう対応してほしい。</p>	<p>児童養護施設に入所している障がい児も含め、障がい児とその家族のライフステージに応じた途切れのない支援や関係機関のスムーズな連携による支援を適切に提供するため、保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関との連携強化に取り組みます。</p> <p>(次期「障がい者共生社会づくりプラン(平成27年度～29年度)」に記載し着実に取り組みます。)</p>	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
33	社会的養護の推進	高校卒業後の進路選択として「進学」を視野に入れさせたいが、支援する奨学金・給付金等ではおぼつかず、高校在学中(3年間)クラブ活動に専念し、8月引退してから目一杯アルバイトしても30～40万しか貯められないのが現状であることを捉えて、バックアップシステムを県独自で構築して頂きたい。	いただいたご意見につきましては、児童養護施設入所児童のみならず、生活困窮家庭にも当てはまることから、平成27年度の「三重県子ども貧困対策計画(仮称)」の策定において、検討してまいります。	
34	社会的養護の推進	入所児童が退所する際、出身地域の市町によって、家庭との連絡調整、アフターケアにも一役を担う市町もあれば、施設から再三要請してようやく支援会議が持てたケースもあるなど、出身地域の市町によって差がある。持っているケース数、地域性もあろうかと思うが、「子どもの最善の利益のために」の考え方にに基づき、居住地域によって、いろんな支援等に差が生じないようお願いしたい。	家庭復帰する児童については、すべてのケースについて当該市町要保護児童対策地域協議会において情報共有を図り、市町や施設の退所児童アフターケア機能など関係機関との連携により、フォローが行われるよう取組を進めてまいります。	
35	障がい児施策の充実(発達支援が必要な子どもへの対応)	保育園・幼稚園による発達障がい児のスムーズな受け入れのために個別計画をたてるにあたり、あすなる学園と連携し「発達チェックリスト」を作成し丁寧な支援を心がけている事例について、他の市町でも同様の取り組みがなされているのか気になる。障がい児童の発達過程は前途多難であり、就職・生活も沢山乗り越えなければならない壁が山積していることから、保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から例えば特別支援学校高等部へ、親切で細やかな引き継ぎ、連携がなされれば、少なからずその子の成長にプラスとなるはずであり、少しでも早く自立(自活)できるシステムの構築を考え、あすなる学園が市町を先導するくらいに障がい者支援を発揮する存在であって欲しい。	県では市町等と連携した発達支援体制の構築に向けて、市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけるとともに、総合相談の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入を行っています。さらに、発達障がい児等に対する支援ツールである「CLMと個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入を促進しており、身近な地域で早期支援が行われるよう取組を進めているところです。特に保育所・幼稚園等での早期支援が就学後も途切れることなく継続することが課題となっており、教育委員会や発達障害者支援センター等とも連携しながら、支援の継続に向けた取組を行っていきたく考えています。	
36	障がい児施策の充実(発達支援が必要な子どもへの対応)	5才児健診(はさみが使えるか・じゃんけんができるか等)が幼稚園・保育園で実施されているが、そのフィードバックが全くない市町もあれば丁寧なところもあることから、1才半・3才半検診と同様にとらえて頂き、こまめな支援につなげて頂きたい。	市町において、5歳児に対して発達障がいの早期発見にもつながる健診を行っていただくことは効果的な取組であると考えており、計画でもモニタリング指標として設定することといたしました。なお、5歳児健診は法律に定められたものでないことから、市町にその重要性を理解いただけるよう周知を図っていきたく考えています。また、県では市町等と連携した発達支援体制の構築に向けて、市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけており、市町で実施される5歳児健診の結果等が関係機関とも情報共有され、総合的な支援が行われることをめざしてまいります。	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
37	子どもの貧困対策(ひとり親家庭等の自立促進)	子どもの貧困について、生活保護世帯の中学生の高校進学率は一般世帯と比較して低い傾向にあり「貧困の連鎖」が存在している。 すべての労働者が生活できる賃金水準を確保するため、地域別最低賃金の引き上げにつながる施策を盛り込む必要がある。	県では、現在「みえ産業振興戦略」や「三重県中小企業・小規模企業振興条例」などにより中小企業等の振興を図るとともに、国の「地域づくり事業」を活用して、企業の振興を通じた労働者の処遇改善等を図っており、いただいた意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。	
38	企業による仕事と子育てとの両立に向けた支援	これまで県・三重労働局など関係する行政機関が連携して、労働時間の短縮、年次有給休暇の完全取得などワーク・ライフ・バランスの確保に向けた啓発や取組をすすめてきたが、実際進んでいないのが現状であり、早急に実効性のある対策の検討と取組を行う必要がある。	ご指摘のとおり、ワーク・ライフ・バランスの推進については、取組企業が年々増加しているものの、社会の認知度はまだまだ低い状況です。先般、三重労働局において、「働き方改革推進本部」が設置され、労働局、県や市町が連携し、関係団体の協力をいただきながら、企業への働きかけの強化などに取り組んでまいります。	
39	計画全般	三重県の若者は学歴社会の影響により多くが県外大学へ進学するため、三重県に残って結婚・出産する人数が少ないと考えられるので、その対策も必要ではないか。	転出者数が転入者数を上回る社会減への対応として、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」の視点からの対策を検討しており、県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)を平成27年度中に策定することとしています。 このうち、「学ぶ場」の視点からの対策については、高等教育機関を中心とした若者の県内定着(高等教育機関の魅力向上・充実等)に取り組みたいと考えています。	
40	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	保育士の不足を補うためにシニア世代を活用してはどうか。	平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブや保育所など子育て支援分野に従事する人材を確保するために高齢者や主婦を主な対象として必要な研修を提供し、研修を修了した方を「子育て支援員」として認定する「子育て支援員制度」が創設されます。 県では、シニア世代の活用も重要であると考えています。今後、県・市町で、当該制度を活用して子育て支援分野に従事していただける方を確保していく予定ですので、シニア世代の方にもぜひ研修を受講していただきたいと思います。	
41	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	小学生の放課後対策については、地域のネットワークが必要ではないか。	ご意見のように、国は平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」で地域の参画の必要性に鑑み、市町における放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施に関する検討の場として「運営委員会」の設置を求めており、現在、市町において、地域ネットワークの構築、活用等も含めて小学生の放課後対策について議論が深められているところです。	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
42	その他	子どもは遊びを通して学ぶことが多いが、今はスポーツをできる場所がないので、遊ぶ場所や施設をつくる必要がある。	三重県立みえこどもの城において、児童・青少年すべてにおいて、心身ともに健やかに育成されるべきであるといった児童福祉の理念に沿って、子どもたちに健全な遊びや造形活動、表現活動、運動などを提供しています。また、さまざまな体験を通じて、子どもたちの身体及び心の健康を増進し、知的・社会的適応能力を高め、情操を豊かにする事をめざして、事業に取り組んでいます。 そのほか、指導者等のいない県内地域の子ども会や団体、また、地域のイベント・催事、中小児童館などに工作あそびなどを出前する「移動児童館事業」などもあり、地域とのネットワーク強化にも取り組んでいます。 今後も、皆様のニーズに応じて効果的な事業の推進に取り組んでいきます。	
43	若者の雇用対策	「若者の雇用対策」雇用の男女格差や男女別事情・背景については計画全般で語られており、現状を的確に把握し問題点を浮き彫りにするには、男女別統計が欠かせないことから、モニタリング指標3項目は、男女別統計値が必要である。	若者の雇用対策については、男女ともに安定的な雇用が必要であることから、モニタリング指標としては、男女合計の数値といたします。なお、いただいた意見については、データ分析等の際に参考とする等、今後の施策の参考とさせていただきます。	
44	障がい児施策の充実(発達支援が必要な子どもへの対応)	「福祉型障害児入所施設」「重症心身障害児通園事業」について漢字「害」を平仮名「がい」に変更すべきではないか。(もし根拠となる法令等が漢字のままであれば仕方がないが)。	障がい福祉関係の施設名や事業名等の「障害」の「害」については、できるかぎり平仮名表記の「がい」にしていますが、法律等で規定されているものについては、規定通りの表記とさせていただいているところです。今後も、可能なところから平仮名表記に変えていきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	
45	企業による仕事と子育てとの両立に向けた支援	「仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)」について、「ワーク・ライフ・バランス」は今日では「仕事と生活の調和」と訳されることが一般的である。単に仕事と家庭を天秤にかけるのではなく、地域・教養・休息といった様々な人間生活を視野に入れた概念である。そして両立を図るに留まらず、それぞれの分野で得た経験や知識を他の分野に活かすといった積極的な意味も含んでいるので、「仕事と家庭の両立」は「仕事と生活の調和」に訂正してほしい。	ご意見の趣旨をふまえ、計画中の「仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)」の記述については、記述する調査の項目である「ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所の割合」に合わせ、「ワーク・ライフ・バランス」に訂正します。	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
46	ライフプラン教育の推進	<p>「妊娠・出産や性に関する」と「妊娠・出産に関する」が混在しているので、いずれも「性」を入れた表現にしてほしい。特に10代の若者の望まない妊娠は、乳児・児童虐待や後の不妊に繋がる恐れがあり、必要な記述であると考えます。</p> <p>P30下から3行目「妊娠・出産に関する」「妊娠・出産や性に関する」 P31「妊娠・出産の医学的知識」「妊娠・出産や性に関する医学的知識」 P31「妊娠・出産に関する」「妊娠・出産や性に関する」 P31(重点目標)1「妊娠・出産等についての」「妊娠・出産や性に関する」 P31(重点目標)2「妊娠・出産の」「妊娠・出産や性に関する」 P31下から3行目「妊娠・出産等に関する」「妊娠・出産や性に関する」</p>	ご指摘のとおり「性」を入れた表現に統一します。	
47	若者の雇用対策	「おしごと広場みえ」について次年度名称が変更すると聞いたが、このままの表記で良いのか。	来年度、名称変更を行う予定はないため、現在の表記といたします。	
48	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	放課後児童クラブの職員にも、保育士のように「職員の研修や処遇改善等に努めます」と謳ってほしい。附属資料1のP17・20にもそれに関する事が書かれているのだから、附属資料1との整合性をはかるためにも必要な記述だと思う。	県では、今後、放課後児童クラブの職員(放課後児童支援員、補助員)に対して研修の実施を予定しています。 また、処遇改善にも努めていく予定であることから、ご意見のとおり、整合性を図った記載とします。	
49	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	幼稚園も預かり保育や子育てに不安を感じている保護者への支援など、子育て支援を行っている。子ども・子育て支援新制度では、2号認定の幼児の受け入れができるようになり、今後はさらに保護者や地域のニーズに応じた支援も必要になってくるので、5年後のめざす姿に「認定こども園、幼稚園、保育所等が整備され…」と幼稚園を入れていただきたい。	ご意見のとおり、現状において、幼稚園で子育て支援が実施されていること、子ども・子育て支援新制度において、幼稚園は2号認定の子どもを受け入れ、保護者や地域のニーズに応じた支援を行うことが期待されていることから、記載に「幼稚園」を含めます。	
50	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	幼稚園教諭と保育士の連携を支援するための研修の参加対象拡大について、是非お願いしたい。なお、職員が少人数や預かり保育を実施している園では参加が難しく、幼稚園と保育園では保育時間が違うため研修時間の確保について課題があることから、研修に参加しやすいように、研修機会を確保するための人員配置の必要性など、具体的な方策を示してほしい。	県では、幼稚園教諭と保育士の連携を支援するための研修の参加対象拡大について、子ども・子育て支援事業支援計画に記載しています。 また、市町でも、子ども・子育て支援事業計画において「幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項」を定めることとなっています。 今後、市町は子ども・子育て支援事業計画等をふまえて研修計画を作成し、研修機会を確保するための人員配置の必要性などの具体的な方策について検討する予定です。	

番号	カテゴリー	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	結果
51	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	教育委員会、福祉部局ともにそれぞれ実績があると思うが、子どもたちがより豊かに育つことができるように、教育委員会と福祉部局のさらなる連携をお願いしたい。特に、教育の専門性を考えると、教育委員会が積極的に子ども・子育て支援新制度に関与することを求めたい。	質の高い幼児期の学校教育・保育の充実をめざして、三重県子ども・子育て会議等を通じ、明らかになった課題の解決に向けて、教育委員会と福祉部局それぞれの役割をふまえつつ、連携して取り組んでいます。平成26年4月から私立幼稚園に関する事務を福祉部局(子ども・家庭局)に一元化し、新制度の施行後も、幼稚園において教育課程が一層効果的に実施されるよう、研修の充実等に取り組むなど、各市町の福祉部局や教育委員会と連携して支援していきます。	
52	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	特別支援教育等の充実について、幼稚園では個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、継続的に支援を行っていけるよう取り組んでいるが、今後も特別支援教育の充実をはかっていくためには、職員の専門性の向上とともに、人員確保が重要であり、必要な人員配置をすることの大切さを明記していただきたい。	県では、特別支援教育等の充実について、三重県子ども・子育て支援事業支援計画に記載するとともに、教育委員会において策定している特別支援教育推進基本計画(仮称)に記載することとしています。	
53	保育・放課後対策などの子育て家庭の支援	放課後児童クラブの運営補助金が人数が1人変わると数百万円変わったり、年間250日以上の要件を満たすために無理をして開所するなど、制度が実情にあっていないことから、国へ提言するとともに、県においてきめ細かな補助体系や要件緩和を実施してほしい。	放課後児童クラブの運営費補助については、国が平成27年度当初予算案において、原則として補助基準額を登録児童数に応じて細分化する方針を示しており、県でも国の方針に合わせて補助を実施していく予定です。 開所要件の緩和については、今後も引き続き、国への提言等を行うとともに、今回の補助基準額の見直しによる成果等を検証したいと考えています。	